

現行（２０２４年（令和６年）１月１日改定）	改定案（２０２６年（令和８年）６月１日改定予定）
第１ 目的 このバイオマスマーク事業実施細則（以下、「細則」とい<u>います</u>。）は「バイオマスマーク事業実施要領」（以下、「要領」とい<u>います</u>。）に基づき、<u>バイオマスマークの認定を受けようとする事業者の申請に</u>当たって必要となる事項を定める<u>ものです</u>。 なお、用語は、要領に従うものと<u>します</u>。	第１ 目的 このバイオマスマーク事業実施細則（以下、「細則」とい<u>う</u>）は「バイオマスマーク事業実施要領」（以下、「要領」とい<u>う</u>）に基づき、<u>申請商品の申請から認定、バイオマスマークの使用に</u>当たって必要となる事項を定める。 なお、用語は、要領に従うものと<u>する</u>。
第２ バイオマスマークの認定手続 <u>バイオマスマークの認定申請から認定及び使用までの手続きは以下のとおりです。</u> ① <u>バイオマスマークの認定申請書提出</u> ② <u>事務局による認定申請書類事前確認</u> ③ <u>審査委員会による審査</u> ④ <u>申請商品のバイオマスマーク認定</u> ⑤ <u>バイオマスマーク使用契約の締結</u> ⑥ <u>認定番号とバイオマスマークの供与</u> ⑦ <u>バイオマスマーク認定商品へのバイオマスマーク使用</u>	第２ バイオマスマークの認定<u>申請から使用の流れ</u> ① <u>申請事業者は、バイオマスマーク認定申請書類（様式１、様式２、様式３、添付書類）を事務局へ提出する。</u> ② <u>事務局は、申請事業者から提出されたバイオマスマーク認定申請書類を確認する。</u> ③ <u>バイオマスマーク認定申請書類に不備等がある場合、事務局は申請事業者に修正または追記、資料の提出等を求める。</u> ④ <u>事務局は、バイオマスマーク認定申請書類を審査委員会へ送付する。</u> ⑤ <u>審査委員会は、バイオマスマーク認定申請書類を審査し、合否を判定する。合格に至らない場合は、継続審議とし事務局を通じて申請事業者に追加資料の提出等を求める。</u> ⑥ <u>協会は、審査委員会により合格と判定された申請商品を認定商品として、バイオマスマーク認定番号（以下、「認定番号」という）を発行する。申請事業者は申請商品が認定されると認定事業者となる。</u> ⑦ <u>協会と認定事業者はバイオマスマーク使用契約を締結する。認定事業者は使用契約締結後に使用契約者となる。</u> ⑧ <u>協会は、使用契約者へバイオマスマークを供与する。</u> ⑨ <u>使用契約者は、認定商品へのバイオマスマークの表示案を事務局に提出する。</u>

	<u>⑩ 事務局は、バイオマスマークの表示案を確認し不備がなければバイオマスマーク使用を了承する。不備がある場合は使用契約者へ修正を求める。</u> <u>⑪ 使用契約者は認定商品へのバイオマスマークの使用を開始する。</u>
第3 申請者 1 <u>バイオマスマークの使用を申請する者（以下、「申請者」といいます。）は、要領第4に規定する商品を扱う事業者とします。</u> 2 製造及び委託発注等に関わらない事業者や輸入取扱事業者（外国企業の支店、代理店等を含む）<u>が申請する</u>場合は、<u>当該</u>申請を行うことの承諾書を製造事業者から得<u>てく</u><u>ださい</u>。（下記「第4 2（4）」参照） （新設）	第3 申請事業者 1 <u>申請事業者は申請商品を扱う事業者とする。</u> 2 <u>申請事業者が</u>製造及び委託発注等に関わらない事業者<u>の場合</u>や輸入取扱事業者（外国企業の支店、代理店等を含む）<u>の場合は、バイオマスマーク認定</u>申請を行うことの承諾書を製造事業者から得<u>ること</u>。（下記「第4 2（5）」参照） <u>3 申請事業者がバイオマスマーク認定商品を加工等せずそのまま使用して申請する場合、バイオマスマーク認定商品の使用契約者からバイオマスマーク認定申請することを承諾した書面を得ること（下記「第4 2（5）」参照）</u> <u>原則、バイオマスマーク認定商品1件に対し、1件の申請とする。</u>

第4 バイオマスマーク認定申請方法

1 申請者は、別添1「バイオマスマーク認定申請書類作成にあたっての留意事項」を参照し、様式1～3（以下、「認定申請書」といいます。）と、下記2で定める添付書類（以下、まとめて「認定申請書類」といいます。）を申請1件ごとに、下記住所へ郵送または持参にて提出し、第16に定めるバイオマスマーク認定審査料を納付してください。なお、認定申請書は日本語、添付書類は日本語または英語で記載されたもの以外は受理できません。

また、バイオマスに由来する原材料が同一成分で同一目的に使用する場合は、サイズ違いやデザイン違いのものはまとめて1件として申請できますが、要領第5に示すバイオマス度の数値（10から5刻みで100まで）が異なるものはそれぞれ1件ごとの申請が必要です。

使用契約を締結しているバイオマスマーク認定商品を併用して商品を構成する場合は、別添3「バイオマスマーク認定商品の併用に係る手引」により運用します。

第4 バイオマスマーク認定申請方法

1 認定申請書類

① 申請事業者は1件の申請ごとに、様式1～3及び添付書類（以下、「認定申請書類」という）を事務局へ提出する。

② 様式1～3の作成に当たっては、別添1「バイオマスマーク認定申請書類作成にあたっての留意事項」を参照する。

③ 申請事業者は、第18に規定するバイオマスマーク認定審査料を、事務局が発行する請求書の記載に基づき支払う。

④ 認定申請書類は日本語で記入し、日本語以外の書類は受理されない。添付資料は日本語または英語で作成し、日本語または英語以外の書類は受理されない。

2 添付書類 審査に必要な<u>下記の書類を認定申請書の添付書類とします。添付書類の書式は自由です。なお、必要に応じ認定申請書の記載内容を補足説明する資料を提出してください。</u> <u>(1) 構成原料ごとの性状や安全性、取扱いに関する資料</u> <u>(2) 特別な機能を表示する場合は、その機能を証明する資料</u> <u>(3) 品質及び安全性が、関連する法規、基準、規格等に合致していることを証明する資料</u> <u>(4) 自社製品以外の商品を申請する場合は、製造事業者の申請承諾書等</u>	2 添付書類 申請事業者は認定審査に必要な資料として下記の書類を作成し、認定申請書の添付書類として提出する。<u>添付書類の書式は定めない。</u> <u>(1) SDS（安全データシート）</u> ・<u>原材料の入手可能な最新のSDS</u> ・<u>申請商品の入手可能な最新のSDS</u> <u>(2) バイオマス割合証明書</u> ・<u>バイオマスに由来する原材料のバイオマスの割合を証明する書面</u> <u>(3) 商品の品質表示や安全性を示す資料</u> ・<u>申請商品または申請商品を組み込んだ商品の品質表示を示す資料</u> ・<u>申請商品または申請商品を組み込んだ商品の安全性を示す資料</u> <u>(4) 厚生省告示370号の成績書、食品衛生法ポジティブリスト適合証明書等</u> ・<u>食品用途の器具または容器包装の場合、食品衛生法適合であることの証明書（厚生省告示370号試験成績書等）</u> ・<u>申請商品または申請商品に使われている原材料がポジティブリスト制度に適合であることの宣言書、またはJ C I I 確認証明書</u> <u>(5) 製造事業者または使用契約者の申請承諾書</u> ・<u>自社製品以外の製品を申請商品とする場合、製造事業者が申請を承諾した書類</u> ・<u>バイオマスマーク認定商品そのものを申請商品とする場合は使用契約者が申請を承諾した書類</u> <u>(6) その他</u> ・<u>事務局の事前確認や審査委員会で提出を求められた書類</u>
(新設)	<u>第5 バイオマスマーク認定申請商品の範囲</u> <u>申請商品は要領第4に定めるもので、サイズ違いやデザイン違い、色違い、形状違い、組成違いは1件の申請にできる。但し、(1)～(3)の1つ以上に該当する場合は除く。</u>

	<u>(1) 申請商品に使用されているバイオマスに由来する原材料が異なるもの</u> <u>(2) 申請商品の石油由来の主原料が異なるもの</u> <u>(3) 表示バイオマス度が異なるもの</u>
第5 認定審査 1 申請商品について、 <u>事務局は認定申請書類の事前確認を行います。</u>	第6 認定審査 1 <u>事務局は申請商品について認定申請書類の事前確認を行う。</u>
<u>2 事務局による事前確認を経た申請は、審査委員会により、バイオマスマーク認定商品としての認定の可否を審査します。</u>	<u>2 事務局は申請事業者に認定審査に必要な書類の追加資料の提出を求めることがある。</u>
<u>3 事務局は、認定審査上必要がある場合には、申請者に追加資料の提出を求めることがあります。</u> 追加資料の提出を求めているから3ヶ月以上経過しても提出がない場合は、審査の継続が困難であると判断し、申請を取り消すことがあります。 <u>その場合、納付されたバイオマスマーク認定審査料は返却しません。</u>	<u>3 審査委員会は、バイオマスマーク認定商品としての認定審査を行い、合否を判定する。</u> <u>4 認定審査上必要がある場合には、申請事業者に追加資料の提出を求めることがある。</u>
	<u>5 追加資料の提出を求めているから3か月以上経過しても申請事業者から連絡がない、あるいは追加資料の提出がない場合は、審査の継続が困難であると判断し、申請を取り消すことがある。申請を取り消した場合であっても、支払済のバイオマスマーク認定審査料は返却しない。</u>
第6 審査結果の通知 認定審査の結果は、事務局から申請者に通知 <u>します。</u>	第7 認定審査結果の通知 <u>1 認定審査の結果、合格となった場合、協会は申請書類に記載された内容の申請商品を認定する。</u> <u>2 認定審査の結果は、事務局から申請事業者の担当者へ通知する。</u> <u>3 認定された場合、申請商品の名称が認定商品名として協会に登録され、認定番号が発行される。</u>

第7 バイオマスマーク使用契約の締結 認定通知を受けた申請者（以下、「認定事業者」といいます。）は、バイオマスマーク使用のために、バイオマスマーク使用契約を締結することができます。使用契約を締結した認定事業者（以下、「使用契約者」といいます。）は、契約締結時に第16に定めるバイオマスマーク使用料を、事務局の請求に基づき1ヶ月以内に第16に記載の指定口座に納付してください。	第8 バイオマスマーク使用契約の締結 認定審査結果の通知を受けた申請事業者（以下、「認定事業者」という）は、バイオマスマーク（標章）やバイオマスマークに係る表現（文言）を使用するために、バイオマスマーク使用契約（以下、「契約」という）を協会と締結する。契約を締結した認定事業者（以下、「使用契約者」という）は、契約締結時に第18に定めるバイオマスマーク使用料を事務局の請求に基づき第18に記載の指定口座に振り込む。認定審査結果通知後に契約を締結しない場合、認定事業者はバイオマスマーク及び認定番号等を使用しないことの誓約書を事務局へ提出する。
第8 バイオマスマークの使用 1 事務局は使用契約者からのバイオマスマーク使用料の納付を確認後、バイオマスマークのデータと認定証を使用契約者へ送付します。 2 使用契約者は、契約の対象であるバイオマスマーク認定商品に限りバイオマスマークを使用できます。なお、バイオマスマークの使用方法は、別添2「バイオマスマーク使用の手引」によります。 3 使用契約者は、そのバイオマスマーク認定商品の広告・宣伝に当たっては可能な範囲でバイオマスマークの趣旨等を紹介し、バイオマスの有効利用に係る消費者の理解を得るように努めてください。 4 バイオマスマーク認定商品あるいはパンフレット等にバイオマスマークを使用するときは、事前に原稿を事務局に提示して了解を得てください。 5 バイオマスマークの使用期間は、バイオマスマーク使用契約（以下、「契約」といいます。）の締結日から起算して2年間または契約に定めた期間とします。なお、バイオマスマークを使用した商品の市場への流通は、契約締結日以降とします。 6 商品サイクルの短いバイオマスマーク認定商品等で、使用期間を1年に希望する申請者は、あらかじめ様式1に記入の上、申請してください。	第9 バイオマスマークの使用 1 事務局は使用契約者からのバイオマスマーク使用料の支払いを確認後、バイオマスマーク認定証を使用契約者へ発行し、バイオマスマークのデータを送付する。 2 使用契約者は、別添2「バイオマスマーク使用の手引」に従い、認定商品あるいはパンフレット等にバイオマスマークを使用できる。 3 使用契約者は、その認定商品の広告・宣伝に当たり可能な範囲でバイオマスマークの趣旨等を紹介し、バイオマスの有効利用に係る消費者や事業者の理解を得るように努める。 4 認定商品あるいはパンフレット等にバイオマスマークを使用する場合は、事前に表示案を事務局に提示して了承を得る。 5 バイオマスマークを使用した販売品の市場への流通は、契約締結日以降とし、バイオマスマークの使用期間は、契約の締結日から起算して2年間または契約に定めた期間とする。 6 販売サイクルの短い認定商品等、使用期間を1年に希望する申請事業者は、あらかじめ様式1の使用契約期間の欄に理由を記入し、申請する。

7 バイオマスマークの普及啓発（紹介、周知、<u>広報</u>、環境教育等）のために<u>広報用</u>バイオマスマークを使用<u>したい</u>場合は、様式1 <u>1</u>を提出し、事務局より供与を受け<u>てください</u>。	7 バイオマスマークの普及啓発（紹介、周知、環境教育等）のために<u>普及啓発用</u>バイオマスマークを使用<u>する</u>場合は、様式1 <u>0</u>を提出し、事務局の<u>許諾</u>により<u>普及啓発用バイオマスマークの供与を受けることができる</u>。<u>普及啓発用バイオマスマークを使用する表示案を事務局に提示して了承を得る</u>。
第<u>9</u> バイオマス度の表示 <u>1 使用契約者は、別添2「バイオマスマーク使用の手引」の第4に従ってバイオマスマーク認定商品に、認定番号とバイオマスマークを表示することができます。</u>	第<u>10</u> バイオマス<u>マーク</u>の表示 <u>1 使用契約者は認定商品やその広告・宣伝等にバイオマスマークを表示する場合、バイオマスマークに表示バイオマス度及び認定番号を併記する。</u> <u>認定商品への表示以外は使用部位を併記する。</u>
	<u>2 使用契約者が使用契約者以外に認定商品を提供する場合は、使用契約者の管理責任の下、使用契約者以外もバイオマスマークを表示できる。</u> <u>3 表示案は使用契約者を通して生産前や公開前に事務局に提示して了承を得る。</u>
<u>2 使用契約を結んでいるバイオマスマーク認定商品を併用して商品を構成する場合のバイオマスマークの表示方法については、別添3「バイオマスマーク認定商品の併用に係る手引」によります。</u>	(削除)
<u>3 バイオマスマーク認定商品のバイオマス度は、認定されたバイオマス度を基に、別添2「バイオマスマーク使用の手引」の第4に従った数値を協会のホームページに公開します。</u>	(削除)
(新設)	第<u>11</u> <u>協会ウェブサイトへの掲載</u> <u>協会ウェブサイトには認定商品の認定商品名、認定番号、認定事業者名、表示バイオマス度、認定商品の概要及び様式1に記載の用途・分類（商品分類）等を掲載する。</u> <u>協会ウェブサイトへの掲載は使用契約者の認定商品に限る。</u>
第<u>10</u> バイオマスマークの使用<u>期間</u>の更新 <u>1 バイオマスマークの使用期間（原則2年間）が満了となるバイオマスマーク認定商品の使用契約は、契約に別段の定めがない限り、自動的に更新することとします。</u>	第<u>12</u> バイオマスマークの使用<u>契約</u>の更新 <u>1 契約期間は原則2年間とし、別段の定めがない限り、自動的に更新する。</u>

2 <u>バイオマスマークの使用期間</u>の更新を希望しない使用契約者は、その旨を様式7（終了届）によりバイオマスマーク使用契約期間満了日（以下、「契約期間満了日」という。）までに事務局に届けてください。	(移設)
3 様式7の提出は契約期間満了日の3ヶ月前から行うことができます。	(移設)
4 <u>バイオマスマーク使用期間が自動的に更新となる</u>使用契約者は、<u>契約期間満了日の3か月前を目途に事務局より第16に定めるバイオマスマーク使用更新料と新たな期間（原則2年間）のバイオマスマーク使用料の請求書を送付しますので、契約期間満了日までに納付</u>してください。 <u>なお、同期日までに特別な事由なく納付がない場合、事務局は、バイオマスマーク使用期間の更新をしない旨の通知がされたものとみなすことができ、この場合、事務局は使用契約者に対し、契約終了通知を送付します。</u>	2 <u>事務局は、使用契約者に契約期間満了日の3か月前を目途に第18に定めるバイオマスマーク使用料（原則2年間）と使用更新料の請求書を送付する。使用契約者は、請求書の記載に従い、契約期間満了日までにバイオマスマーク使用料と使用更新料を支払う。</u> 3 <u>事務局は、使用契約者が契約期間満了日までに特別な事由なく支払いがない場合は、使用契約者に対し契約終了通知を送付する。なお、契約の終了後に契約再開することはできない。</u>
第11 <u>バイオマスマーク認定商品に係る認定事項の変更</u> 認定事業者は、<u>申請商品の認定後、申請書類の内容について変更が生じた場合は、その内容を様式4、様式2及び様式3並びに必要なに応じて説明に必要な書類を事務局に書面にて報告し、専門的知見が必要で審査を要する変更申請の場合は、事務局より承認を受けることとします。上記の申請と併せ、第16に定めるバイオマスマーク変更審査料を納付してください。</u>	第13 <u>バイオマスマーク認定商品に係る認定事項の変更申請方法</u> 1 <u>認定事業者または使用契約者は、認定商品の認定申請時の書類の内容について、次の（1）～（9）に変更が生じた場合は、変更した認定商品の発売から6か月以内にその内容を様式4に記入するとともに、様式2及び様式3並びに必要なに応じて添付書類を事務局に提出する。事務局は、（1）から（5）の変更について認定事業者または使用契約者に第18に定めるバイオマスマーク変更審査料（以下、「変更審査料」という）を請求する。なお、（6）～（9）の変更申請は変更審査料を請求しない。</u> <u>（1）原材料の変更または追加</u> <u>（2）原材料の重量%の変更</u> <u>（3）表示バイオマス度の範囲内での認定バイオマス度の変更または追加</u> <u>（4）認定商品の変更・追加に伴う適合すべき法令等の変更または追加</u> <u>（5）用途（大分類・小分類）の変更または追加</u> <u>（6）製造工場の変更または追加</u> <u>（7）認定商品名の変更</u> <u>（8）原材料や配合の変更を伴わない販売名、型式・品番の変更または追加</u>

	<u>(9) OEM供給する場合の販売者・販売名、型式・品番の変更または追加</u> <u>2 変更審査上必要がある場合には、認定事業者または使用契約者に追加資料の提出を求めることがある。</u> <u>3 追加資料の提出を求めてから3か月以上経過しても認定事業者または使用契約者から連絡がない、あるいは追加資料の提出がない場合は、審査の継続が困難であると判断し、申請を取り消すことがある。申請を取り消した場合であっても、支払済の変更審査料は返却しない。</u> <u>4 認定事業者または使用契約者のやむを得ない事情による変更の場合は、細則第5の範囲を超えて変更内容を認める場合がある。</u>
第<u>12</u> 使用契約者及び担当者等の変更 <u>認定事業者の担当者や連絡先等の変更が生じた場合は様式5を、合併、会社分割又は商号変更等により、使用契約者の名称等に変更が生じた場合は様式6を事務局に提出してください。</u>	第<u>14</u> <u>認定事業者または使用契約者及び担当者等の変更の連絡</u> <u>合併、経営統合、事業譲渡、会社分割又は商号変更等により、認定事業者または使用契約者の名称等に変更が生じた場合は、様式6と事務局から提出を求められた書類を提出する。協会は合併、経営統合、事業譲渡などの事業承継先と新たにバイオマスマーク使用契約を締結する。</u> <u>認定事業者または使用契約者の担当者や連絡先等の変更が生じた場合は、様式5を事務局へ提出する。</u>
第<u>13</u> 契約の<u>解約</u> <u>使用契約者は、バイオマスマーク使用期間中に解約を希望する場合は、様式8により事務局に申し出ることができます。その場合、納付された諸費用は返却しません。</u>	第<u>15</u> 契約の<u>終了</u> <u>1 使用契約者は、バイオマスマークの使用契約期間満了にともなう契約終了は契約の3か月前から契約満了日までに、契約途中で解約する場合は解約する日までに、様式7を事務局へ提出する。</u> <u>2 契約途中で解約する場合であっても支払済の諸費用は返却しない。</u> <u>3 使用契約者が契約を終了するときは、使用契約者がバイオマスマーク認定商品を提供した先の者に、契約終了・解約した旨及びバイオマスマーク使用の終了を連絡する。使用契約者はバイオマスマーク認定商品を提供した先の者がバイオマスマークの使用を終了したことを事務局に連絡する。</u> <u>4 契約終了後の契約再開は認めない。</u>

第14 認定の取り消し

バイオマスマーク認定商品について、次の（1）～（5）に記載する事項が判明した場合には、認定を取り消すことがあります。その場合、納付された諸費用は返却しませんが。

- 1 認定事業者が申請書類に虚偽の記載をした場合
- 2 関係法令等に違反があった場合
- 3 認定通知を受け取ってから正当な理由なく、1ヶ月以内に契約を締結しなかった場合
- 4 契約に定める認定取消事由が生じた場合
- 5 その他、事業の適正な運営に支障があると判断した場合

第15 バイオマスマーク使用契約書と細則の適用関係

細則とバイオマスマーク使用契約書が矛盾する場合または細則に規定のない事項に関しては、バイオマスマーク使用契約書が優先して適用されます。

第16 認定の取り消し

バイオマスマーク認定商品について、次の（1）～（6）に記載する事項が判明した場合には、認定を取り消すことがある。認定を取り消した場合であっても、支払済の諸費用は返却しない。また、協会に損害が生じたときは、認定事業者に損害の賠償を請求できる。

- （1） 認定事業者が申請書類に虚偽の記載をした場合
- （2） 関係法令等に違反があった場合
- （3）安全性や機能性に関する表明や保証に反する事実が判明した場合
- （4） 認定通知を受け取ってから正当な理由なく、2か月以内に契約を締結しなかった場合
- （5） 契約に定める認定取消事由が生じた場合
- （6） その他、事業の適正な運営に支障があると判断した場合

第17 バイオマスマーク使用契約書と細則の適用関係

細則とバイオマスマーク使用契約書が矛盾する場合または細則に規定のない事項に関しては、バイオマスマーク使用契約書が優先して適用される。

第16 費用等について

1 諸費用

事業に係る諸費用は以下のとおりとします。なお、消費税率は、手続き時点の率を適用します。

(1) バイオマスマーク認定申請に係る費用 (第4 参照)

名称/料金 (消費税10%込み)

バイオマスマーク認定審査料/22,000円/件

(2) 変更申請に係る費用 (第11 参照)

名称/料金 (消費税10%込み)

バイオマスマーク変更審査料/11,000円/件

(3) バイオマスマーク使用契約に係る費用 (第7、第10 参照)

名称/料金 (2年分。消費税10%込み)

バイオマスマーク使用料/132,000円/件

(注1) 契約期間が1年間の場合は上記金額の1/2とします。

(注2) 1つの認定事業者が使用契約を結んだバイオマスマーク認定商品数が10件を超える場合、超過件数に係るバイオマスマーク使用料は上記金額の1/2とします。

(4) バイオマスマーク使用契約の更新に係る費用 (第10 参照)

名称/料金 (消費税10%込み)

バイオマスマーク使用更新料/5,500円/件

第18 費用等について

1 諸費用

事業に係る諸費用は以下のとおりとする。消費税率は、手続き時点の率を適用する。

(1) バイオマスマーク認定申請に係る費用 (第4 参照)

名称/料金

バイオマスマーク認定審査料/20,000円 (税抜) /件

(2) 変更申請に係る費用 (第13 参照)

名称/料金

バイオマスマーク変更審査料/15,000円 (税抜) /件

(3) バイオマスマーク使用契約に係る費用 (第8、第12 参照)

名称/料金 (2年分)

バイオマスマーク使用料/120,000円 (税抜) /件

(注1) 契約期間が1年間の場合は上記金額の1/2とする。

(注2) 1つの認定事業者が使用契約を結んだバイオマスマーク認定商品数が10件を超える場合、超過件数に係るバイオマスマーク使用料は上記金額の1/2とする。

(4) バイオマスマーク使用契約の更新に係る費用 (第12 参照)

名称/料金 (消費税)

バイオマスマーク使用更新料/5,000円 (税抜) /件

2 振込先 前項に定める諸費用の振込先は次のとおり<u>です</u>。 口座名義／一般社団法人日本有機資源協会バイオマスマーク事業 銀行名／三井住友銀行 日本橋東支店 普通預金／口座番号 7548385 (注) 振込手数料は申請者負担と<u>します</u>。	2 <u>諸費用の</u>振込先 前項に定める諸費用の振込先は次のとおり。 口座名義／一般社団法人日本有機資源協会バイオマスマーク事業 <u>シヤ)ニホユキシダ ンキョウカイハ イオスマーグ ギ ヲ (半角)</u> 銀行名／三井住友銀行 日本橋東支店 普通預金／口座番号 7548385 (注) 振込手数料は申請<u>事業者</u>、<u>認定事業者</u>、<u>使用契約者の</u>負担と<u>する</u>。
申請書類 様式1 バイオマスマーク認定申請書 様式2 バイオマスマーク認定申請商品原料構成表 様式3 バイオマス度計算書 様式4 バイオマスマーク認定商品変更申請書 様式5 バイオマスマーク<u>認定事業者</u>変更届 様式6 バイオマスマーク使用契約者変更届 様式7 バイオマスマーク使用契約の終了届 様式8 バイオマスマーク使用契約の解約届 様式9 バイオマスマーク認定商品併用の認定申請書（バイオマスマーク使用契約者） 様式10 バイオマスマーク認定商品併用の認定申請書（バイオマスマーク認定商品利用者） 様式11 <u>広報用</u>バイオマスマーク使用願 別添書類 別添1 バイオマスマーク認定申請書類作成にあたっての留意事項 別添2 バイオマスマーク使用の手引 別添3 バイオマスマーク認定商品の併用に係る手引	申請書類 様式1 バイオマスマーク認定申請書 様式2 バイオマスマーク認定申請商品原料構成表 様式3 バイオマス度計算書 様式4 バイオマスマーク認定商品変更申請書 様式5 バイオマスマーク<u>担当者</u>変更届 様式6 バイオマスマーク使用契約者変更届 様式7 バイオマスマーク使用契約の終了届 様式8 バイオマスマーク認定商品併用の認定申請書（バイオマスマーク使用契約者） 様式9 バイオマスマーク認定商品併用の認定申請書（バイオマスマーク認定商品利用者） 様式10 <u>普及啓発用</u>バイオマスマーク使用願 別添書類 別添1 バイオマスマーク認定申請書類作成にあたっての留意事項 <u>別添1－1 バイオマスマーク認定申請書（様式1）</u> <u>別添1－2 バイオマスマーク認定申請商品原料構成表（様式2）</u> <u>別添1－3 バイオマス度計算書（様式3）</u> <u>別添1－4 バイオマスマーク認定商品変更申請書（様式4）</u>

	<u>別添１－５ バイオマスマーク担当者変更届（様式５）</u> <u>別添１－６ バイオマスマーク使用契約者変更届（様式６）</u> <u>別添１－７ バイオマスマーク使用契約の終了届（様式７）</u> <u>別添１－８ バイオマスマーク認定商品併用の認定申請書（バイオマスマーク使用契約者）、誓約書（様式８）</u> <u>別添１－９ バイオマスマーク認定商品併用の認定申請書（バイオマスマーク認定商品利用者）、誓約書（様式９）</u> <u>別添１－１０ 普及啓発用バイオマスマーク使用願（様式１０）</u> 別添２ バイオマスマーク使用の手引 別添３ バイオマスマーク認定商品の併用に係る手引
--	---